

# 納期特例源泉所得税について

## ◆源泉所得税の納期の特例とは？

この特例を受けると、対象となる源泉所得税の納付事務が年2回で済みます。専従者や従業員から源泉徴収して預かった6ヶ月分の所得税を半年に1回まとめて納付すればよいのです。

毎月納付されている方は事務の手間を省くためにも「源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書」を税務署に提出しましょう。

### 【納付期限】 (土日祝の場合は休日明けの日)

- 1月～6月までの源泉所得税・復興特別所得税 = 7月10日
- 7月～12月までの源泉所得税・復興特別所得税 = 翌年1月20日

★ 注：税額0でも報告書(納付書)は必ず提出してください。

### 【特例を受けるための要件】

- 給与を支給する従業員が常時9人以下であること

### 【特例の対象】

- 雇用契約のある従業員(1日のバイトも含む)への給与や賞与、退職手当等
- 弁護士、税理士、労務士等へ支払った報酬

## 納期特例源泉所得税個別サポート予約申込書 (7月1日～10日)

島田税務署管内青色申告会行

FAX (0547) 34-2105

TEL (0547) 35-4175

★個別の「給与所得源泉徴収簿」、税務署から送付されてきた「納付書」をご持参下さい。

事業所名		事業主名	
住所		TEL	
携帯		FAX	
希望日時	月 日 ( )	:	~ :

※土日・祝日を除く AM9:00～PM4:00 (FAXがございましたら是非ご記入ください)

ご希望の調整が必要な場合は事務局より改めてご連絡致します。